

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会  
自動車リサイクルワーキンググループ  
中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会  
第35回合同会議説明資料

平成26年11月25日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

## 1. 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の概要

- ・事業目的・・・自動車の適正な点検・整備を通じて、くるま社会の安全確保、環境の保全を図るため、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上等を促進し、自動車整備事業の健全な発展に資する
- ・正会員数・・・ 53(各都道府県にある自動車整備振興会)
- ・特別会員数・・・ 24(国内自動車メーカー等)
- ・根拠法律・・・ 道路運送車両法

## <自動車整備事業場数・・・92,000(平成26年8月末)>

### <形態別事業場 内訳>

○専業 : 56,948

(自動車整備の売上高が総売上高の50%を超える事業場)

○兼業 : 15,294

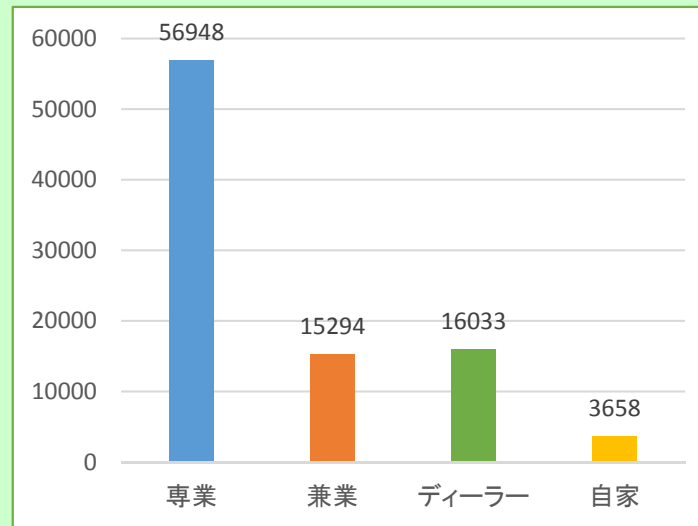
(兼業部門(車両販売、用品販売、保険等)の売上高が総売上高の50%以上を占める事業場)

○ディーラー : 16,033

(自動車製造会社または国内一手卸売販売会社と特約販売店契約を結んでいる企業の事業場)

○自家 : 3,658

(主として、自企業が保有する車両の整備を行っている事業場)



### <整備要員規模別事業場 内訳>

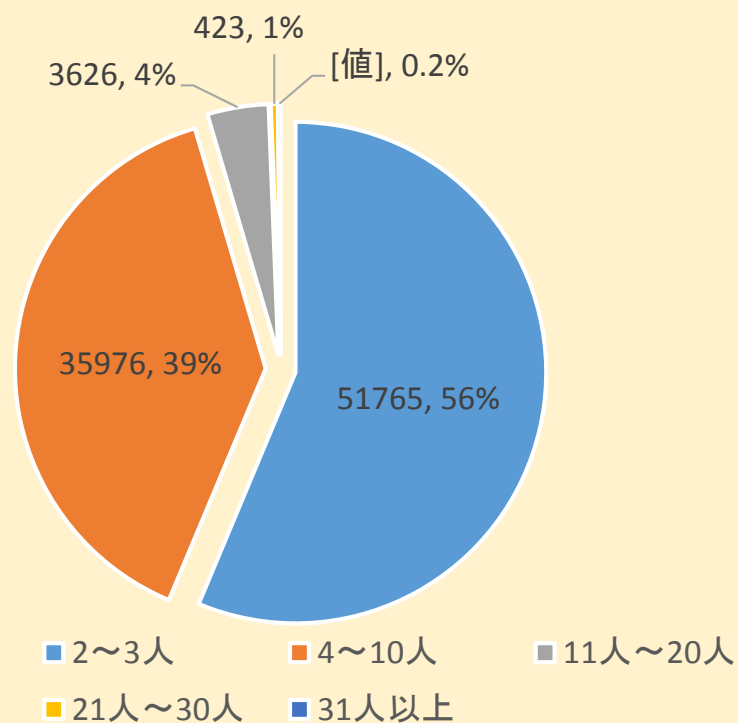
2～3人 : 51,765 (56.3%)

4～10人 : 35,976 (39.1%)

11～20人 : 3,626 (3.9%)

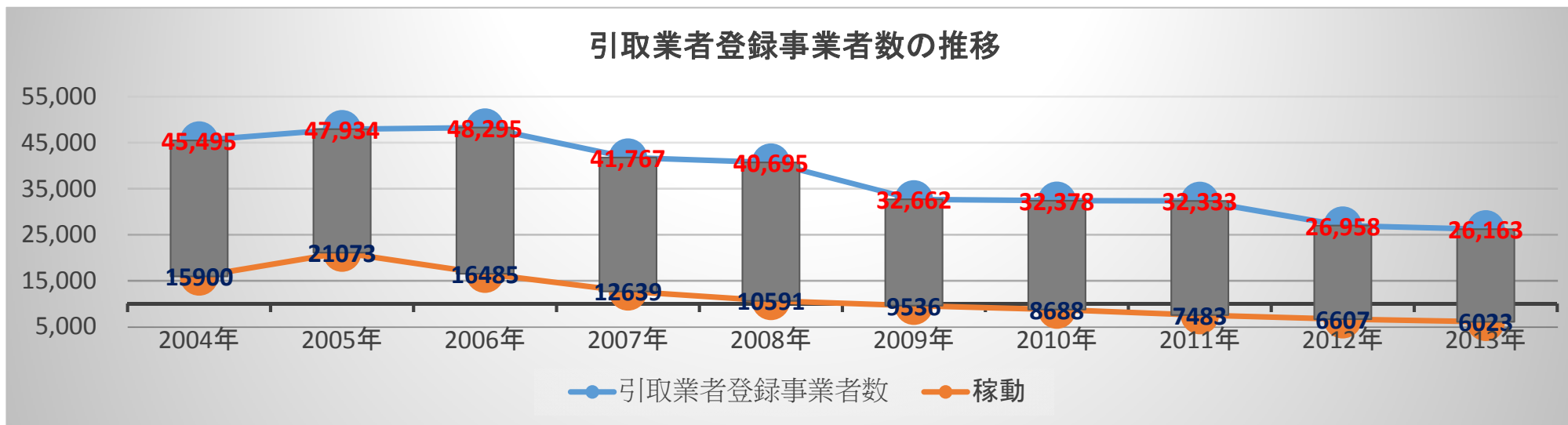
21～30人 : 423 (0.5%)

31人以上 : 143 (0.2%)

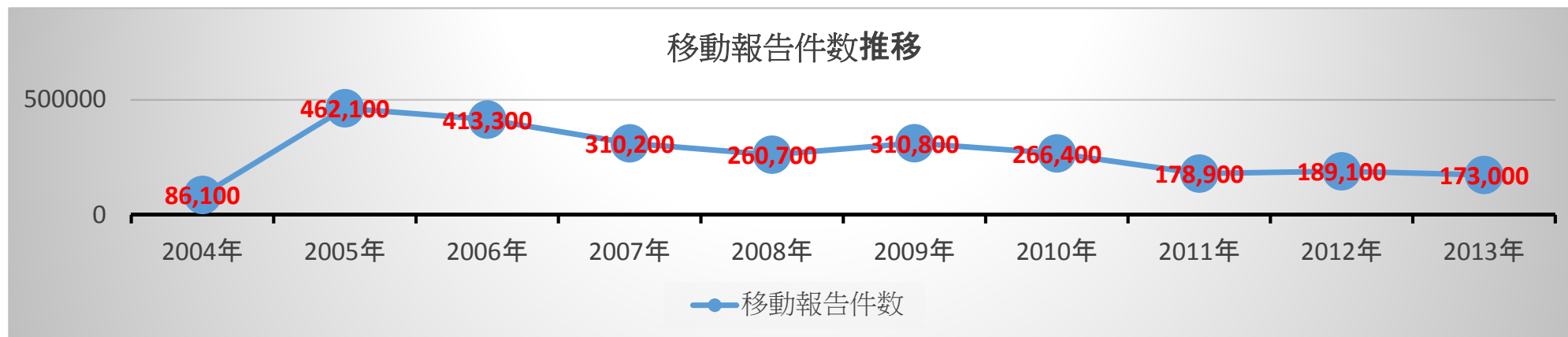


## 2. 引取業者登録事業者数、引取台数

- ・引取業者登録事業者数・・・26,163(PC:23,723、FAX:2,440)  
稼動6,023(PC:6,018、FAX:5)



- ・移動報告件数・・・173千件(PCのみ)  
稼動事業者数平均報告件数:28.7件



### 3. 使用済自動車の引取、引渡の実施状況

#### ①自動車ユーザーへの情報提供

車両の経済的価値、損傷等車両の状態、走行距離、年式、自動車諸税などについて判断材料の情報提供

#### ②使用済自動車の判別

車両の状況等判断材料を提供し、ユーザーの意思確認等から判断  
中古車として販売可能かどうか。下取できないような車両は使用済自動車

#### ③中古車となる車と使用済自動車となる車の比率

各事業者でバラつきがあり、一概にこれくらいとは言えないが、軽自動車は年式が古くても人気があり、中古車となる比率が高いようである。

#### ④引取時の価格

・無償で引き取るケース、有償となるケースがある。

事例：現在は鉄くずの価格等により解体業者からいくらかいただけることから、2,000円～3,000円程度お渡ししている。

#### ⑤引渡時の価格

・無償のケースと有償(4,000円～20,000円位)のケースがある。

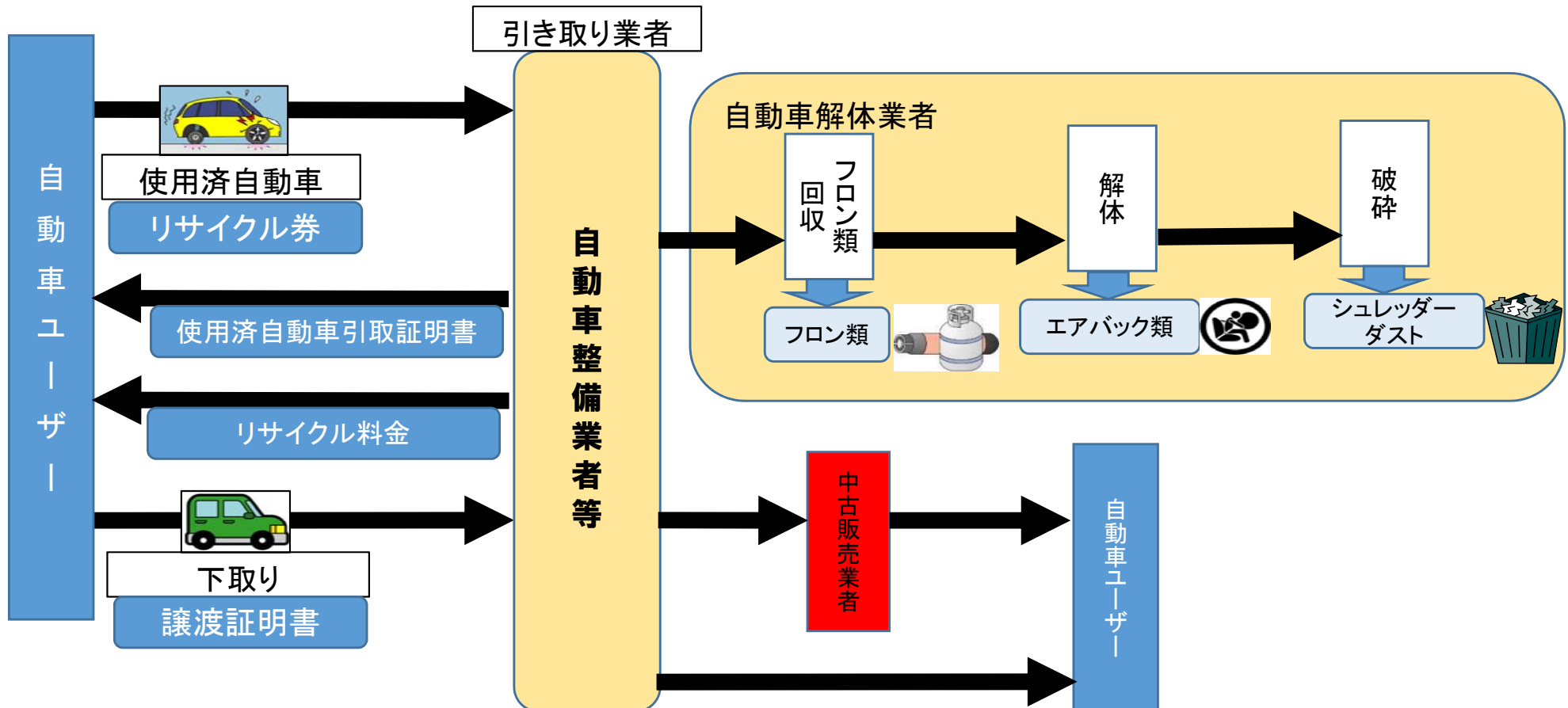
※結果的に有価物となった場合はユーザーへ渡す

事例：車両の状態等にもよるが、軽で8,000円等排気量により相場があるようです。

## ⑥引取の実態

- ・ユーザーが単独で使用済自動車として整備事業場に持込むケースは少ない。殆どが車両販売に伴う下取車で、中古車として販売できないと判断した車両を、ユーザーの了解を得て使用済自動車として引取る。
- ・最初から使用済自動車として持込まれる例としては、大きな事故による全損扱いの車両等。
- ・下取車を中古自動車として販売する場合には、譲渡証明書の提出を受けて行う。

## 自動車リサイクルルート



## 4. 使用済自動車の適正処理にむけた取組

・自動車リサイクル法施行時前後において、行政、JARCの協力による各地方整備振興会職員及び一部の整備事業者への説明会を実施。未受講の整備事業者に対しては、各地方整備振興会が会員事業者に説明会を実施した。

その後は、引取業者の更新時等適時に各種研修会等の際に、必要に応じて会員事業者に説明する等各地方整備振興会で対応している。

・「使用済自動車判別ガイドライン報告書」を日整連ホームページに掲載。

・行政、JARC等から自動車リサイクル法に係る通知等があった際は、各地方整備振興会を通じて整備事業者に周知している。

### <日整連ホームページ>

The screenshot shows the homepage of the Japanese Automobile Recycling Association (JARC). The main navigation menu includes 'Information for Maintenance Businesses' (整備事業者向け情報). A red box highlights this menu item, and a red arrow points to a document titled 'Report on the Guidelines for Used Vehicle Identification' (使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書). The document is dated February 2023 (平成 23 年 2 月).

整備事業者向け情報

- 整備事業関連情報
  - 整備事業者向け情報
  - 統計・データ
  - 環境家計簿
  - 使用済自動車ガイドライン

使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書

産業構造審議会  
環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会  
使用済自動車判別ガイドラインWG

中央環境審議会  
廃棄物・リサイクル部会 自動車リサイクル専門委員会  
使用済自動車判別ガイドラインWG

平成 23 年 2 月



# 5. リユース部品の利用の促進に向けた取組

①日整連では、平成15年度、19年度及び24年度にユーザー説明用パンフレットをそれぞれ10万部作成し、全整備事業場に配布して普及促進を図っている。  
(19年度版、24年度版は日本自動車リサイクル部品協議会の協力により作成)

## <ユーザー用パンフレット>

平成15年度

平成19年度

平成24年度



②「自動車リサイクル部品活用推進会議」(国土交通省、経済産業省、環境省、日本自動車リサイクル部品協議会、日本損害保険協会、日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車整備振興会連合会)、「自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会」等に参画。

③自動車の整備時等における、ユーザーへのリユース部品の情報提供等

- ・自動車整備の部品交換時において、新品部品又はリユース部品の選択は、一般的にユーザーが行う。整備事業者はリユース部品に関する情報を提供し、ユーザーの判断を仰ぐ。(ユーザーから修理費用を安くしたい等の相談を受けることから、リユース部品を使用した場合の見積書を提示。提示した部品の保証状況等も説明。)
- ・ユーザー自らリユース部品の使用を希望することはない。
- ・殆どの整備事業者は、複数のリユース部品入手ルートを確保している。

④リユース部品の使用拡大に係る課題

- ・年式の新しい車両のリユース部品が在庫等少ない。
- ・同じ部品でも品質にバラつきがある。ある程度規格等統一できれば更に使い勝手はよくなる。

## 6. その他

・整備事業者は、道路運送車両法の認証に基づき事業活動を行っており、また、顧客も固定客が多い。

そのため、事業は信用第一を旨としており、長年築いてきた信用を失うような行為を望まない。したがって、自動車を引取る際も使用済自動車とするか、中古自動車として下取るかユーザーの意向を尊重する。

また、自動車の整備をする際に部品交換が必要となった場合も、部品に関する必要な情報の提供はするが、リユース部品を使用するか新品部品を使用するかについてユーザーの意向を尊重する。

なお、出処不明な部品(中古のエアバッグ等)については、機能や作動が確実に行われるか不安であり、使用しないとしている整備事業者が多い。